⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件が定められている場合は、十分理解した上で応札すること。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OKOHARA Tsutomu, Director of Department of Financial Affairs, National Institutes for Quantum Science and Technology.
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Purchase of furnace 1 set
⑷　Delivery period : As shown in the tender Documentation
⑸　Delivery place : As shown in the tender Documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 10 of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum Science and Technology, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　not come under Article 11⑴ of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum Science and Technology,
C　have qualification for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency during fiscal 2026
D　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by National Institutes for Quantum Science and Technology.
⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM, 21, May, 2026
⑻　Contact point for the notice : Contract Section, National Institutes for Quantum Science and Technology, 4－9－1 Anagawa, Inage-ku, Chiba-shi 263－8555 JAPAN (TEL. 043－206－6262,
E-mail : nyuusatsu_qst@qst.go.jp)
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　長谷川眞理子

◎調達機関番号　574　◎所在地番号　13

1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42、75、78
⑵　事業名　国立劇場再整備等事業（以下「本事業」という。）
⑶　事業場所　東京都千代田区隼町４－１
⑷　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された特定事業であり、開札及び第二次審査の結果、本事業を実施する者として選定された落札者が、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）との間に本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めた基本協定を締結し、基本協定の定めにより本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立のうえ、特定事業を実施する。事業者は、提案に基づき、いわゆるＢＴＯ方式により、事業敷地に現存する国立劇場本館等、既存工作物及び外構の解体撤去等を含む新たな国立劇場（仮称）（以下「国立劇場」という。）の施設整備（設計、建設等）及び維持管理を実施する。なお、応募者はＰＦＩ事業の付帯事業として国立劇場に係る未利用容積を活用し、劇場機能と相乗効果を発揮し、本事業の事業目的に寄与する自らの施設を整備し、運営することを提案することができる。
⑸　事業期間　事業契約締結日から、国立劇場の施設引渡提案日（事業者が提案書において提案した日をいう。）から20年後の応当日までとする。なお、事業契約締結は令和９年12月頃を予定する。施設整備期間は、事業契約締結日の翌月から最大で８年３か月とし、その中で施設引渡日の提案を求める。

2　競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑷に掲げる業務（付帯事業（提案する場合に限る。）を含む。）を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。
②　応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。
ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。
イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、振興会の事前の書類等による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
③　構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととし、代表企業は応募者を構成する企業すべてにおいて⑴及び⑵が担保されていることを確認すること。
④　応募にあたり、応募者を構成する企業それぞれが、事業者から直接業務を受託し又は請け負うこととし、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。
ア　設計業務
イ　建設業務
ウ　工事監理業務
エ　維持管理業務
オ　付帯事業（提案する場合に限る）
なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者が行うことは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできない。
⑤　応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、令和９年６月16日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、振興会と協議するものとし、その事情を検討のうえ振興会が認めた場合はこの限りでない。
⑥　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。
⑦　舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備を自社で行う企業は、落札決定までいずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない。
⑧　応募者を構成する企業のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本面又は人事面において関連のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。
⑨　前掲④及び⑧における「資本面又は人事面において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。
⑵　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件
①　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同規程第16条中の「特別の理由がある場合」に該当するものとする。
②　ＰＦＩ法第９条に定める欠格事由に該当しない者であること。
③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。